

被害者等支援計画

2026年4月

有限会社 飛内運輸

被害者等支援計画

1. 被害者等支援の基本的な方針

安全の確保は経営の根幹であると同時に輸送業務の最大の使命であり全てにおいて優先する重要課題です。弊社では「安全管理規程」により、事故発生時の措置を定め、輸送の安全性向上を図ることとしています。

しかしながら万が一、お客様の死傷を伴う事故・災害（以下「事故」という。）が発生した場合は、まず人命の救助を最優先に行動し、避難誘導及び救護にあたります。

また、直ちに経営トップを中心とした対策本部を設置するとともに、できる限る速やかに事故の被害に遭われた方及びご家族等に寄り添い、誠意をもって対応し、支援して参ります。

このような弊社の基本的な方針に基づき、被害に遭われた方及びご家族等への支援について、国土交通省の「公共交通事業者による被害者等支援計画作成ガイドライン」（平成 25 年 3 月 29 日）に則って、次のとおり有限会社飛内運輸被害者等支援計画を策定し、実施して参ります。

2. 被害者等支援の基本的な実施内容

(1) 情報提供

① 事故状況のご家族への報告

重大事故が発生した場合は対策本部を設置するとともに、被害に遭われた方のご家族からのお問い合わせに対する窓口を設け速やかにお知らせいたします。

被害に遭われた方の情報については、関係各所・自治体、警察、消防等から得た情報を基に可能な限りご家族への情報提供に努めて参ります。

ご家族に連絡が取れた場合で、被害に遭われた方の情報を公表することを希望されない場合には、原則としてそのご意向に沿った対応をいたします。

② 被害に遭われた方への継続的情報提供

事故に関する情報や原因、再発防止策等については、継続的に情報を提供いたします。

(2) 事故現場における対応

① 事故現場・待機場所へのご案内

事故の被害に遭われた方及びご家族が、事故現場又は事故現場付近の待機場所へ移動・滞在する場合、移動手段や宿泊先の手配など可能な限りの人員を配置し必要とされるできる限りの支援を行います。

② 滞在中の支援

事故発生直後において被害に遭われた方のご家族が、事故現場で情報収集等の活動をされる場合には、そのご要望に誠実に対応し安否確認への付き添い、待機場所、食料・飲料、宿泊先の手配など、必要とされるできる限りの支援を行います。

③ 継続的な対応

被害に遭われた方及びご家族からのご相談、精神的なケアへの対応などの支援については、国土交通省や専門機関の指導を仰ぎながら、事業者としてできる限りの対応を行います。

3. 被害者等支援の基本的な実施体制

(1) 教育・研修・訓練等

事故が発生した場合に備え、平時から、事故の被害に遭われた方及びご家族を支援するための組織体制の整備、社員の教育、研修及び異常時対応訓練を実施することといたします。

- ・社員に対して、「重大事故想定訓練」を実施いたします。
- ・社員に対して、「対策本部設置・緊急連絡訓練」を実施いたします。
- ・社員に対して、お客様の避難誘導、応急救護等の訓練を実施いたします。
- ・社員に対して、安全確保の意識高揚を図るべく、各種研修・教育を実施いたします。

(2) 事故の被害に遭われた方及びご家族への支援を実施する体制

事故発生時の対策本部組織図

